

Business  
Report  
No.1507

# ゆびすい 経営レポート

今月のトピック

Part 1

「空き家対策特措法」が全面施行  
「特定空き家」を特例対象から除外

今月のトピック

Part 2

「ストレスチェック」制度がスタート  
制度の成否は今以上に産業医との連携



信頼と安心、そして未来へ…  
YUBISUI

ゆびすいグループ

税理士法人ゆびすい／指吸会計センター株式会社／司法書士法人ゆびすい登記センター／  
社会保険労務士法人ゆびすい労務センター／公認会計士事務所

URL : <http://www.yubisui.co.jp/>

ゆびすい

検索



0120-640-171

詳しくは中面をご覧ください!! ▶▶

OPEN  
記事を調べてください!!

今月のトピック  
**Part 1**

## 「空き家対策特措法」が全面施行 「特定空き家」を特例対象から除外

**適**切な管理が行われていない空き家等が治安や防災、衛生、景観などの観点から地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。

こうしたことから、居住実態のない空き家を自治体に取り壊したりすることができるようにする「空き家対策特別措置法」が5月26日に、全面施行された。固定資産税の住宅特例対象から除外する措置を盛り込んだことで、問題が解消の方向に向かうことが期待されている。

**総**務省の統計によると、2013年の全国の空き家総数は2008年から63万戸増えて820万戸と急激に増加。



人口減少社会の反映とも言えるが、長年、適正な管理がされていない危険な住宅が崩壊したり、放火されたりする例が増加して社会問題化したことで特措法が制定された。居住していない所有者にとっては、取壊しによる高額な費用の工面や更地化すると固定資産税の住宅特例が適用されなくなることが放置の理由とされてきた。

**そ**こで今回、国が空き家対策の要としたのが、固定資産税の住宅用地特例の適用除外だ。現在、200平方メートル以下の部分は固定資産税の税額が6分の1に、200平方メートルを超える部分は3分の1になっているが、今回の措置によって、市町村が「特定空き家」と認定した場合は、特例が適用されなくなるとともに、立入調査したり、指導、勧告、命令、さらには取り壊すなどの行政代執行も可能になった。

### 税理士の目

堺事業部 吉村隆宏

年間を通して水道や電気などの使用実績がないと「空き家」とみなされる可能性があります。しかし、空き家がすぐに固定資産税の優遇措置を受けられなくなる訳ではありません。市町村から「特定空き家」と認定された時に優遇措置を受けられなくなります。この「特定空き家」とは、倒壊の危険があるものや衛生上、有害となる恐れがあるなど、適切な管理が行われていない空き家をいいます。

「特定空き家」を所有している場合、固定資産税負担が約3～4倍になりますので、これを機に有効活用をご検討してみてくださいはいかがでしょうか。

## グループ企業だからこそ提供できる完全経営サポート

充実の完全ワンストップ | 創業65年を超える信頼と実績 | 200名を超える専門スタッフ | 主要都市を網羅する全国展開

ゆびすいグループ

税理士法人ゆびすい／指吸会計センター株式会社／司法書士法人ゆびすい登記センター／  
社会保険労務士法人ゆびすい労務センター／公認会計士事務所

URL: <http://www.yubisui.co.jp/>   TEL: 0120-640-171 Mail: [kigyo-info@yubisui.co.jp](mailto:kigyo-info@yubisui.co.jp)

今月のトピック  
Part 2

## 「ストレスチェック」制度がスタート 制度の成否は今以上に産業医との連携

**労** 働安全衛生法が改正され、今年12月1日より、従業員50人以上の企業に義務付けられる「ストレスチェック」制度がスタートする。従業員のメンタルヘルス不調を未然に防ぐのが狙い。

**厚** 労省の指針によればストレスチェックの定義は「心理的な負担の程度を把握するための検査」とされ年1回の実施を義務付けるが、従業員50人以下は「当分の間は努力義務」。事務的な対応を行うのは人事厚生総務の関連部署。厚労省は「ストレスチェック結果の集団ごとの集計・分析は、派遣先事業者が、派遣労働者も含めて実施することが望ましい」と通知しており、今後、従業員の問い合わせも含め事前対応策を迫られる。個人情報保護を含む膨大なデータ処理も発生するため外部業者との業務の全体像構築も始まっている。



**と** りわけ厚労省がお願いしているのは、制度の中心的役割を担う医師等の産業医との連携。省令では「ストレスチェックの実施」、「ストレスチェックの結果に基づく面接指導の実施」、「面接指導の結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること」が追加される。ストレス調査票の配布や回収、集計作業、個人結果表の返却から集団分析に至るまで、多くの業務を産業医が担うことになるのは最もその職場に熟知しているからだ。制度の成否は、これまで以上に産業医とパートナー意識を持ちコミュニケーションを図る企業努力が不可欠だ。

### 社労士の目

特定社会保険労務士  
岸本貴史

従業員50人以下は「当分の間は努力義務」とされていますが、従業員が少ない事業所でもメンタルヘルス不調者は出ています。そして、メンタルヘルス不調者が出ると、メンタルヘルス不調者との休職・復職の調整や業務の調整に追われ、経営者が本業に専念できなくなるケースも多々あります。メンタルヘルスの問題は未然防止が一番有効です。従業員数に関わらず、定期的に従業員の心理的な負担の程度を把握し、事前に対策ができる状態にしておくことが重要です。



ゆびすいは、契約前の「相性マッチングサービス」をお勧めしています

#### 契約までに何をしますか？

- お客様のニーズをヒアリングにてご確認致します
- 過去の決算分析からお客様の会社の強み、弱みを把握し、ご説明致します
- これからの企業経営についてご提案致します

これらの業務を通じて、ゆびすいの担当者との相性を確認頂きます。

# ご親族、お知り合いの方などで、 「お困りの方」は、いらっしゃいませんか？

企業経営、税金、起業、不動産、相続、人事労務、その他あらゆる疑問、お悩みを

税理士	社会保険労務士	司法書士
公認会計士	中小企業診断士	ファイナンシャルプランナー

など、各分野の専門家がご相談に応じます。

----- お気軽にご連絡、ご紹介下さい。 -----

ご親族、

お知り合いの方が...

- 『独立開業』を考えている。
- 『相続』について、税金・財産分割・生前贈与・遺言・名義の変更などで悩んでいる。
- 『不動産や株』などの売却、購入をした、又は考えているが、税金や名義変更についてアドバイスが欲しい。
- 商売を営んでいるが、節税、財務、人事労務、その他経営に関する『質の高いアドバイスをしてくれる専門家』を探している。

etc...

## ご紹介、無料相談の流れ

- 1 まずはお電話、又は直接弊社スタッフに相談者様についてお伝え下さい。  
0120-640-171（月～金 9:00～17:00）  
↓
- 2 弊社スタッフが相談者様にお電話、メール等にてご連絡差し上げます。  
※ ご相談者様が直接弊社にご連絡いただいても構いません。その際にご紹介者様のお名前をお伝え下さい。  
↓
- 3 お電話、又はご来社いただき相談者様の疑問について対応いたします。（初回相談60分無料）  
※ご相談の日時はおお客様のご都合に合わせ、柔軟に対応いたします。  
また、お客様のご都合によりお客様のもとへ直接お伺いすることも可能です。  
↓
- 4 無料相談後、有料サービスのご依頼がある場合には、お見積りをさせていただきます。  
↓
- 5 お見積りを検討していただき、ご納得いただければ正式に契約成立となります。  
高品質なサービスを誠実に提供することをお約束いたします。

## よくあるご質問

- Q. 相談者は売上もまだ少ない個人事業者ですが、紹介してもよいのですか？
- A. 是非ご紹介下さい。弊社のお客様は個人商店から上場企業様まで多岐にわたります。小規模な個人事業者のお客様もたくさんいらっしゃいますのでご安心下さい。
- Q. 相談者に現在契約している税理士がいるのですが、無料相談は可能ですか？
- A. 可能です。通常の税務相談や申告書作成については現在ご契約されている税理士に依頼し、その他顧問税理士に相談しにくい案件について弊社にご相談いただければと思います。是非一度お問い合わせ下さい。

ご紹介いただきましたお客様は、ゆびすいグループが責任をもってお手伝いをさせていただきます。

初回60分相談無料

TEL : 0120-640-171